

川崎市就学事務連絡調整会議運営要綱

(目的)

第1条 義務教育を円滑に行うために実施する学齢児童生徒の適正な就学の管理運営(以下「就学事務」という。)に資するため、情報の交換、周知等を行うことを目的として、川崎市就学事務連絡調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するために、就学事務の効率化、その他必要な事項について連絡調整するものとする。

(組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる所属の就学事務に関する業務を担当する職員をもって組織する。

2 調整会議に座長及び副座長を置く。

3 座長は、教育委員会総務部学事課長をもって充て、会務を総理する。

4 副座長は、学事担当係長をもって充て、座長を補佐し、座長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議等)

第4条 調整会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者に調整会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員は、調整会議に出席できないときは、その指名する者を代理で調整会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務を川崎市教育委員会事務局総務部学事課で処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則 1 この要綱は平成24年6月22日から実施する。

2 組織の改変により変更が生じた場合には、適宜、変更するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日をもって施行する。

別表（第3条関係）

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
各区役所区民サービス部区民課
各支所区民センター
教育委員会事務局学校教育部指導課
教育委員会事務局学校教育部各区・教育担当
総合教育センターカリキュラムセンター
教育委員会事務局総務部学事課